

事務連絡
令和3年6月15日

公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 全国医学部長病院長会議
一般社団法人 日本医療法人協会

御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の
各医療機関への配分について（その5）（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対応に、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年5月7日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されたレムデシビル製剤（販売名：ベクルリー点滴静注液100mg、同点滴静注用100mg。以下「本剤」という。）の各医療機関への配分については、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その4）（依頼）」（令和3年1月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等によりお示しし、医師の判断により本剤の投与が適当と考えられる患者数を「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」（以下「G-MIS」という。）に入力いただくことを通じて、調整させていただいているところです（※1）。

今般、院内在庫がある場合の在庫調整について、下記のとおりとしましたので、御了知いただくとともに、貴会所属の医療機関への周知をお願いいたします。

なお、本剤の投与を検討している医療機関向けに、G-MISの問い合わせ先や本剤の医療機関への配分に関する情報等を厚生労働省ホームページに掲載していますので、あわせて周知をお願いいたします（※2）。

記

- ・ G-MISに入力された新規投与対象者への本剤の配分は、患者状態にかかわらず、一律6バイアルの配分とし、院内在庫については、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の大型連休期間中に係る各医療機関への配分について（依頼）」（令和3年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、G-MISへの適切な入力を前提に、「一定数量の範囲内（現時点では最大6バイアルを想定）で在庫調整を行わない場合がある」旨をお示していましたが、今般、新型コロナウイルス感染症の感染状況や本剤の使用状況等を踏まえ、当面の間は、在庫調整を行わない数量を最大11バイアルの範囲内とすることとします。
- ・ 院内在庫となった本剤につきましては、各医療機関で適切に管理していただくとともに、G-MISの「投与予定のなくなったレムデシビルのバイアル数」に必ず入力をお願いします。また、院内在庫となった本剤は、新規患者に使用して構いませんが、その際は、G-MISへの入力を必ず同日中に行ってください。
なお、院内在庫となった本剤は、患者に投与されるまでの間は国に所有権があることにご留意ください。
- ・ 追加配分依頼については、従前のおり、当省からお送りするメールへ返信する方法で御連絡をお願いします。

（参考）

- ※1・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（依頼）」（令和2年5月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000628102.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その2）（依頼）」（令和2年5月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000631059.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その3）（依頼）」（令和2年7月6日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000646664.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分

について（その4）（依頼）」（令和3年1月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000721093.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の大型連休期間中に係る各医療機関への配分について（依頼）」（令和3年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000769285.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（依頼）」に関する質疑応答集（Q&A）について（一部改正）（令和3年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000769286.pdf>

※2 厚生労働省ホームページ

「レムデシビル（販売名：ベクルリー点滴静注液 100mg、同点滴静注用 100mg）の投与をお考えの医療機関の皆さま」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00021.html

【問い合わせ】

メールでのお問い合わせをお願いします。

Mail : remdesivir@mhlw.go.jp